

第5 - 学習環境を整備する

取組32	修学の支援
------	-------

現状

幼児・児童・生徒・学生の修学を支援するため、幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校・大学等の各段階で各種施策を実施しています。

名 称		概 要	平成19年度実績		
			対象(人)	金額(千円)	
幼稚園	幼稚園就園奨励費補助(国庫補助事業)	幼稚園教育の振興と保護者の経済的負担を軽減するため、その家庭の所得状況に応じて保育料等の一部を補助する。	14,304	278,789	
小中学校	要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助(国庫補助事業ほか)	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により修学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等、学校給食費及び医療費などの援助を行う。	学用品費等	9,908	284,569
			学校給食費	9,611	415,978
			医療費	421	3,864
	へき地児童生徒援助費等補助(国庫補助事業)	へき地等における義務教育の円滑な実施に資するため、児童生徒の通学条件の緩和のためのスクールバス購入、遠距離通学費及び保健管理費(健康診断)等の援助を行う。	4町村	9,282	
へき地学校等通学費補助	へき地学校及び過疎地域の小中学校の遠距離通学児童生徒に対して通学費を負担する財政力の低い町村に補助金を交付する。	3町村 261	4,003		
高 校	私立高等学校等授業料減免事業費補助	経済的理由により修学が困難である生徒等の授業料の減免を行う学校法人に対して、減免に要する経費の全部又は一部を支援する。	215	33,732	
	県立高等学校授業料免除	県立学校に在学する者で、非常災害、経済的困窮及び交通遺児等で授業料の納付が困難と認められる場合には授業料の全部又は一部を免除する。	2,317	223,220	
	高等学校等奨学金貸与((財)群馬県教育文化事業団実施事業)	学力等に優れた生徒で経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に奨学金を貸与する。	270	72,888	
	群馬県高等学校等奨学金貸与	勉学意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に奨学金を貸与する。	19	5,520	
	定時制通信制高等学校教科書学習書給与費補助	定時制・通信制高校の生徒で、授業料減免に該当する有職者に対して、教科書等購入に要する経費を補助する。	113	644	
	高等学校定時制課程修学奨励	勤労青少年の定時制高等学校への就学を促進し、教育の機会均等を保障するため、高等学校定時制課程に在学する生徒を対象に修学奨励金を貸与する。	7	1,162	
特別支援学校等	特別支援教育就学奨励費	特別支援学校や特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、就学に要する経費の一部を支給する。	2,756	249,909	

名 称		概 要	平成19年度実績	
			対象(人)	金額(千円)
大学・短大 専修・各種 学校等	看護師等修学資金貸付	看護職員の県内定着を図るため、県内の看護師等養成所に在学し、卒業後県内の医療機関等に勤務しようとする学生に対して、修学資金の貸与を行う。	178	62,124
	介護福祉士修学資金貸付	介護職員の県内定着を図るため、介護福祉士養成施設に在学し、卒業後県内で介護等の業務に従事しようとする学生に対して、修学資金の貸与を行う。	47	20,088
	母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦の自立促進とその扶養する生徒の修学・就業支援を推進するため、福祉資金の貸与を行う。	476件	207,341

課題

- ・ 修学支援が必要な児童・生徒・学生等全てが、何らかの支援を受けられるようにすること
- ・ 高校においては、授業料免除や奨学金制度等を周知すること

取組の方向

- ・ 各種支援施策を周知し、授業料免除や奨学金制度等の修学支援制度が有効に活用されるようにします。

達成目標

勉学の意欲のある者が、経済的理由で修学が困難とならないよう支援を継続